

投資信託取引規定集変更一覧（改定日：2022年4月1日）

1. 投資信託総合取引規定

改定前	改定後
<p>第2章 累積投資</p> <p>20. (解約)</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、累積投資契約は解約となります。ただし、累積投資契約のうち収益分配金再投資契約については、取扱商品を解約しないかぎり、当該契約の解約はできません。</p> <p>(中略)</p> <p>③当該投資信託受益権等が償還されたとき、当該投資信託受益権等に係る累積投資契約。</p> <p>④みずほ積立投信契約で、お客さまから当行所定の申込書にお届けの印鑑または署名により記名押印または署名して取扱店に提出するか、みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕による申込手続により積立の中止の申し出があった場合の当該みずほ積立投信契約に係る累積投資契約。</p> <p>⑤みずほ積立投信契約で、引き続き6か月以上引落しがない場合の当該みずほ積立投信契約については、解約させていただくことがあります。この場合保護預り投資信託受益証券等については、特に申し出がないかぎり、投資信託保護預り規定に基づく保護預りが継続されるものとします。</p>	<p>第2章 累積投資</p> <p>20. (解約)</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、累積投資契約は解約となります。ただし、累積投資契約のうち収益分配金再投資契約については、<u>取扱商品が解約となったときに解約となります。</u></p> <p>(中略)</p> <p>③<u>当該投資信託受益権等が償還された場合の当該投資信託受益権等に係る累積投資契約。</u></p> <p>④<u>投資信託総合取引が解約となった場合。</u></p> <p>⑤別に定めるみずほ積立投信規定兼預金口座振替規定に基づきみずほ積立投信契約が解約となった場合の当該みずほ積立投信契約に係る累積投資契約。<u>この場合保護預り投資信託受益証券等については、特に申し出がないかぎり、投資信託保護預り規定に基づく保護預りが継続されるものとします。</u></p>

7. みずほ積立投信規定兼預金口座振替規定

改定前	改定後
<p>7. (積立の中止)</p> <p>(1) みずほ積立投信契約は、お客さまから当行所定の書面により、またはみずほダイレクト〔インターネットバンキング〕により解約の申し出があった場合に、将来にわたって解約されるものとします。振替日の3営業日前までに上記の方法で解約の申し出があった場合は、次回振替予定分より振替を停止します。</p> <p>(2) 引き続き6か月以上本規定に基づく振替がなされないみずほ積立投信契約については、これを解約させていただくことがあります。</p> <p>(3) 前2項により投資信託総合取引規定第2章が適用されなくなった保護預り投資信託受益証券等については、特に申し出がないかぎり、投資信託保護預り規定に基づく保護預りが継続されるものとします。</p>	<p>7. (積立の中止)</p> <p>(1) みずほ積立投信契約は、お客さまから当行所定の書面により、またはみずほダイレクト〔インターネットバンキング〕により解約の申し出があった場合に、将来にわたって解約されるものとします。振替日の3営業日前までに上記の方法で解約の申し出があった場合は、次回振替予定分より振替を停止します。</p> <p>(2) 引き続き6か月以上本規定に基づく振替がなされないみずほ積立投信契約については、これを解約させていただくことがあります。</p> <p>(3) 前2項により投資信託総合取引規定第2章が適用されなくなった保護預り投資信託受益証券等については、特に申し出がないかぎり、投資信託保護預り規定に基づく保護預りが継続されるものとします。</p> <p>(4) <u>投資信託総合取引が解約となった場合、みずほ積立投信契約もあわせて解約されるものとします。</u></p>